

菊池市セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末 導入に係る業務委託仕様書

1 事業目的

市役所の窓口業務では、諸申請から支払いまでの手続の際に、住民の負担となることがある。その軽減策として、これまで本市では、DX 推進を図ってきた。

今回、新たに本市市民課にセミセルフレジ導入、七城支所、旭志支所、泗水支所の各支所ではキャッシュレス決済端末を導入することで、利用者の利便性の向上及び職員の収納業務の効率化と諸証明発行における作業の効率化を図ることを目的とする。

2 委託内容

セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末機器の調達、設置及び窓口環境の再構築

3 契約期間

契約日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

※受託者は、機器調達、初期設定、設置、協議、操作方法等を含め、本業務の工程をまとめたスケジュール表を作成し、表示すること。

4 業務実施場所

菊池市役所市民課

菊池市七城支所、旭志支所、泗水支所の市民生活課窓口

5 基本仕様

(1) セミセルフレジの機能及び機器構成など

ア POS 端末

①ディスプレイは、市職員側および納付者側双方に「支払種別名」、「支払金額」の表示が可能であり、納付者側（セカンドモニター）に表示される「精算・支払」等の表示をタッチ後に収納する形式にできること。

②支払区分の選択は、市職員側からも操作が可能であること。

③テンキーは、タッチパネル方式又はディスプレイから独立した直置き式であること。

④ディスプレイの表示部分のサイズは、職員操作用は15インチ以上、納付者操作用は9インチ以上であることが望ましい。

⑤定額小為替など、現金以外での取引を管理する機能を有すること。

また、集計時に現金取扱分、定額小為替取引分等を区分して集計が可能であること。

⑥保有している金種別金額を職員操作用ディスプレイで確認することが可能であること。

⑦精算機能

・品目・部門及び支払種別の自動集計機能を有すること。

・当日の精算データについて、品目、部門、及び支払種別ごとの件数合計金額を印刷する事

- ができ、CSV データでも出力可能であること。(データはバックアップできること。)
- ・レジの精算データについて、過去 1 か月以上の集計データを参照することが出来る機能を有すること。
 - ・開庁時間途中での仮精算機能を有すること。
 - ・自動釣銭機の故障時には、POS 部分のみの運用が可能であること。
また、支払種別等の名称、単価の登録および変更が可能であること。
 - ・レシートは納付方法により「領収書」又は「利用明細書」の変更が可能であること。
 - ・レシートには市章などの表示が可能で、収納者名の変更が可能であること。
- ⑧返品・返金処理する機能があること。
 - ⑨日報の閲覧が出来る機能があること。
 - ⑩POS 締め処理後に釣銭機からお金を出金する際に、POS 側の操作で釣銭準備金の金額分を残して売上金を回収する機能があること。
 - ⑪セキュリティが高い OS を搭載すること (Windows 11 IoT Enterprise が望ましい)。
 - ⑫導入予定のキャッシュレス決済端末は、クレジットカード、電子マネー、QR 決済端末と連動できること。また、金額の 2 度打ちは発生しないこと。

イ 自動釣銭機

- ①最大収納容量は、紙幣は一万円紙幣、五千円紙幣はそれぞれ 100 枚以上、千円札紙幣は 200 枚以上、硬貨は五百円硬貨 100 枚以上、百円硬貨、十円硬貨及び一円硬貨はそれぞれ 160 枚以上、五円硬貨及び五十円硬貨はそれぞれ 120 枚以上収納可能であること。
- ②釣銭の取り忘れを防止するための機能を有すること。
- ③釣銭機内の現金残高やエラー発生時のエラー表示が操作パネルの液晶ディスプレイに表示出来ること。

ウ 保守

- ①年 1 回は、導入した機械の点検等を実施すること。
- ②操作方法、運用上におけるトラブル (異常や故障) などにおいて、訪問または、電話サポート (遠隔サポート含む) の対応が可能なこと。
- ③機械の導入後の機器保守期限については、5 年以上が望ましい。

エ その他

自動釣銭機は、新五百円硬貨及び新紙幣に対応済みであること。

(2) キャッシュレス決済端末

ア キャッシュレス決済の対応ブランド、サービス（ブランド等）は主なものを以下に記載する。なお、導入初期の対応ブランド等については市と受託者で協議の上決定する。また導入後においても、対応ブランド等を適宜見直すことができるものとする。

①クレジットカード（主なものを記載）

「VISA」「Mastercard」「JCB」「AMERICAN EXPRESS」

②電子マネー（主なものを記載）

「交通系 IC」「楽天 Edy」、「WAON」

③QRコード（主なものを記載）

「PayPay」「auPAY」「d払い」「楽天ペイ」

イ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。

ウ クレジットカード情報及び取引情報を保護するために国際ペイメントブランド5社が共同で策定したクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準（PCIDSS）の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。

エ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。

オ カード決済承認番号が即時取得可能であること

カ 利用者に対してキャッシュレス決済での支払が可能であることを案内するため、取扱う決済ブランド等のロゴマーク等の掲示物を用意すること。

6 指定納付に関する事項

(1) 受注者は、地方自治法第231条の2の2等に規定する指定納付受託者又は、地方自治法第243条の2等に規定する指定公金事務取扱者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うこと。

(2) 指定納付受託の方法

① キャッシュレス決済による収入金（以下、「収入金」という。）については、各月末日を締め日とし、翌月末日（当該日が菊池市の休日を定める条例第1条に定める市の休日にあたる場合は、その翌日とする。）までに、本市があらかじめ指定する口座に、納入義務者が選択する決済サービスの支払い方法を問わず包括して入金すること。なお、あらかじめ指定する口座は本市の指定金融機関であること。

② 納付事務に係る決済手数料の料率を提案すること。

③ 収入金を入金する際の振込手数料は受注者の負担とすること。

④ 各月ごとの収入金の内訳明細及び決済手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに本市に通知もしくは他の方法で確認できるようにすること。明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。

⑤ 本市が払う決済手数料の額は、月ごとの収入金額を確認の上、1円未満の端数が出た時はこれを切り捨てて算出するものとする。

- ⑥ 決済手数料の支払いは、月ごとの収入金額の総額から決済手数料を相殺することなく、別途請求書により本市から指定納付受託者または、指定公金事務取扱者に支払うものとする
ことが望ましい。なお、その請求書は、端末毎に発行できることが望ましい。
- ⑦ 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。
また、決済ブランドの将来的な機能追加等については都度提案すること。
- ⑧ ①の履行に正当な理由なく遅滞があった時は、当該遅延日数に応じて、振込を行うべき金額に契約書所定の割合を乗じた金額を、指定する期日までに納付すること。

7 付帯作業

本件調達には次の作業を含むものとする。また、作業において不明な点がある場合には、担当者
と十分な調整・協議を行い、両者合意の上で行うこと。

(1) 設置

- ① 機器の納入、各種設定及び各機器等の調達、調整を行うこと。
- ② 機器等は、各構成品が正常に稼働する状態で設置・納入すること。
- ③ 自動釣銭機は、納付者が利用可能な向きで設置すること。
- ④ 納品は、納入期限までの市が指定する日に行うこととする。
閉庁日（土日祝祭日）及び平日夜間の納品対応が可能であること。

8 職員研修の実施

操作方法等について定めたマニュアルを策定し、納品後に職員向け研修を実施すること。

9 その他の事項

本件業務遂行にあたっては、責任者及び担当者を明らかにし、委託者と連携し業務を実施すること。
また、各機器の稼働初日においては、立ち合いを行い、正常に機器等が作動していることを確認すること。

なお、本仕様に定めのない事項や疑義が生じ場合は、発注者と受託者が協議の上決定するものとする。